

愛知県立名古屋西高等学校（定時制課程）学校生活規則

（1）学校生活全般及び授業中について

- ① 職員の再三にわたる指導に対して、正当な理由なく従わないと判断される場合、指導拒否（授業妨害）として段階的に特別指導の対象とします。
- ② 以下の規則が守れない場合も①と同様です。（詳細は教務規則参照）
*遅刻早退の手続き *スマホ・音楽ゲーム機器・イヤホン等の使用制限
*指定スリッパ使用 *下校時間(原則 21:10) *定期考査（不正行為）
- ③ いじめ（メール・SNS 等での誹謗中傷、無許可の個人情報投稿含む）、暴力、暴言、粗暴・器物損壊行為、危険行為、薬物使用等は一切認めず、厳しい指導処置を行うこととなります。
- ④ 盗難に関しては自己防衛を怠らず、また貴重品は持ち込まないようにしてください。またどれだけ低額であれ金品の貸借、譲渡、賭け事は厳禁とします。

（2）喫煙・飲酒について

- ① 校内のみならず、学校周辺・登下校含め全面的に禁止とします。
- ② 20歳以上の生徒も、同様に禁止ですので協力してください。
*所持、同席も指導対象となります。

（3）通学方法について

- ① 自動車、自動二輪、原付による通学および校内乗り入れは一切禁止です。
- ② 学校周辺の駐車・乗車も①同様とします。
- ③ 送迎での通学や、通学途中での部外者との接触・同行は、原則として禁止です。送迎が必要な者は事前に申し出て許可を得てください。ただし、その場合も保護者に限ります。

（4）その他

上記以外でも、学校の秩序を乱したり、社会規範に逸脱するような行為があった場合は、特別指導となります。

特別指導について

- （1）指導、注意、規則に従えない場合は、特別指導を行うこととなります。
- （2）特別指導は、レベル・段階に応じ以下のような区分で行われます。
担任指導→指導部指導→謹慎（レベル・段階に応じた日数）
- （3）謹慎とは、一定期間正規の学校生活から離れ、学校の別室もしくは家庭にて反省のための課題等を行うことです。
- （4）特別指導の際は、保護者連絡もしくは保護者に来校いただきます。